



熊本県公報

第13193号
令和5年(2023年)
1月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定……………（障がい者支援課） 1
- 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定……………（ 〃 ） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 3
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更……………（障がい者支援課） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 4
- 令和5年度（2023年度）治山林道事業における測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査……………（技術管理課） 4
- 土地改良事業（維持管理）計画の変更……………（農村計画課） 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 8
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（ 〃 ） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見……………（ 〃 ） 9
- 流水型ダムに係る環境影響評価審査会の開催……………（流水型ダムに係る環境影響評価審査会） 9

告 示

熊本県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
泗水よしとみ薬局 菊池市泗水町吉富1859番地	調剤	令和4年（2022年） 12月1日
西本真生堂薬局みふね店 上益城郡御船町御船948番地4	調剤	令和4年（2022年） 12月1日

熊本県告示第2号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
 令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
消化器内科	泉 良寛	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	令和4年（2022年） 11月29日

熊本県告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社グローバル介護サービス	訪問看護・地域リハビリテーション あーくす A s o	阿蘇市一の宮町宮地3090番地 門前町B号室	令和5年（2023年）1月1日	訪問看護

熊本県告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社グローバル介護サービス	訪問看護・地域リハビリテーション あーくす A s o	阿蘇市一の宮町宮地3090番地 門前町B号室	令和5年（2023年）1月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社トワーム	さくかお訪問看護ステーション	山鹿市中775-12	令和5年（2023年）1月1日	訪問看護

熊本県告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社トワーム	さくかお訪問看護	山鹿市中775	令和5年	介護予防訪問

ーム	護ステーション	- 1 2	(2 0 2 3 年) 1 月 1 日	看護
----	---------	-------	----------------------------	----

熊本県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町深水い字日當986番から988番まで、992番、993番、995番から997番まで、997番2、998番、999番、字高野1001番・1005番・1084番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1002番、1006番、1008番3、1008番4、1015番、1017番、1018番、1022番、1024番、1025番、1064番、1065番、1077番、1079番から1083番まで、1085番、1086番、1090番から1095番まで、1097番1、1097番3、1098番から1101番まで、字津久良1102番、1103番、1105番、1110番、1200番3、1200番4、字撰口1241番(次の図に示す部分に限る。)、1201番、1217番2、1229番2、1230番、1232番から1238番まで、1239番1、1239番2、1240番1、1242番から1244番まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日當988番・995番・996番・997番2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、986番、987番、992番、993番、998番、999番、字高野1001番・1002番・1005番・1006番・1008番3・1008番4・1015番・1017番・1018番・1022番・1079番から1081番まで・1084番・1090番から1094番まで・1099番(以上20筆について次の図に示す部分に限る。)、1024番、1025番、1064番、1065番、1077番、1082番、1083番、1085番、1086番、字津久良1200番3・1200番4・字撰口1233番・1234番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1232番、1236番から1238番まで、1239番1、1239番2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)1月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字下坂下字中高	前	9.2 ～ 24.5	39.7	広域連携交付金
		玉名郡南関町大字下坂下字森ノ本	後	12.0 ～ 25.5		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)1月6日

熊本県告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更事項	変更年月日
訪問看護ステーションひとつなぎ	医療機関の所在地	八代市大村町785番地1	八代市福正町845番地7	令和4年（2022年）12月1日

熊本県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 みらい上益城郡益城町大字島田960番地1	株式会社 MIRA I 上益城郡益城町大字島田960番地1 大平 浩司	居宅介護 重度訪問介護	令和5年（2023年）1月1日

公 告

熊本県公告第1号

令和5年度（2023年度）において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 対象者
令和5年度（2023年度）の熊本県土木部監理課に登録された熊本県入札参加者資格を有する者又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表に定めるものであること。ただし、令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査（令和4年（2022年）熊本県公告第2号）における指名希望者以外の新規の指名希望者又は業務追加を希望する指名希望者とする。
- 提出書類及び部数

	提出書類	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

- 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- 提出期限
公告の日から令和5年（2023年）2月10日までとする。
（郵送の場合は、令和5年（2023年）2月10日消印有効）
- 提出先
（1）持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課
（2）郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課

- 6 結果通知
1の対象者に該当するか否かについては、令和5年(2023年)3月31日までに文書で通知する。
- 7 問合せ先
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467
- 8 その他
様式については、県庁ホームページから入手すること。

別表 技術者該当区分

(1) 地質・土質調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
地質調査技師 同等以上	当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの 1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林—森林土木)又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者 2 博士(森林土木に該当する部門) 3 R C C Mの登録(森林土木部門)を受けた者 4 次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの (2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの (3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの

(2) 測量業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上である者

(3) 設計業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
主任技師 同等以上	当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの 1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林—森林土木)又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者 2 博士(森林土木に該当する部門) 3 R C C Mの登録(森林土木部門)を受けた者 4 林業技士の登録(森林土木部門)を受けた者 5 次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上であるもの (2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上であるもの (3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表

において「同等資格」という。)を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上であるもの

(4) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師A)	1 技術士(森林部門(選択科目:森林土木))の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの (2) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学を卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上であるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校を卒業した者(以下この表において「専門学校卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上であるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「高等学校卒業者」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上であるもの ただし、上記2の(1)から(5)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。
現場技術員 (技師C)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上であるもの (2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上であるもの (3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上であるもの (4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上であるもの ただし、(1)から(4)において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上であるものに限る。
現場技術員 (技術員)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得したもの (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上であるもの又はこれと同程度以上の知識及び技術を有するもの

熊本県公告第2号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長から認可の申請があった土地改良事業(維持管理)計画の変更については、令和4年(2022年)12月20日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15

日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業(維持管理)計画書の写し
変更後の山鹿土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
令和5年(2023年)1月10日から令和5年(2023年)2月6日まで
- 縦覧の場所
山鹿市役所
菊池市役所
和水町役場
山鹿土地改良区事務所

熊本県公告第3号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2294番15及び同2294番29
364.89平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1366番地4フレッシュリーB棟101号
宮本 勇輝

熊本県公告第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字芝原5359番4
545.66平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区小山一丁目6番40号
野田不動産コンサルタント株式会社

熊本県公告第5号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字東原4414番37及び同字野田原4501番74
435.69平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第6号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字追分1489番1
873.33平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区健軍二丁目18番26号
熊本入大株式会社

熊本県公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字陣字日出730番2、732番2、735番1、735番3、737番2、738番2、739番2、739番3、740番、741番1、742番1、743番、743番2、744番1、745番、746番1、746番2、748番2、749番1、750番1、769番2、770番2、771番2及び771番3
4,653.64平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区江津一丁目16番17号
グッドハート株式会社

熊本県公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
松永 龍悟	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町宮地字水洗233番

2 認可年月日

令和4年（2022年）12月23日

熊本県公告第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ八代松江店
八代市松江町520番 外
- 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）
建物西側 [資料-3 建物配置図（変更前）上・駐輪場] 8台
（変更後）
建物西側 [資料-4 建物配置図（変更後）上・駐輪場] 8台
- 変更する年月日
令和4年（2022年）12月15日
- 届出年月日
令和4年（2022年）12月12日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和5年（2023年）1月6日から令和5年（2023年）5月6日まで

熊本県公告第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
令和5年（2023年）1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ八代松江店

- 八代市松江町520番 外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前)

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (変更後)

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前)

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (変更後)

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
 - 3 変更年月日

令和3年(2021年)8月20日
 - 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和5年(2023年)1月6日から令和5年(2023年)5月6日まで

熊本県公告第11号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
令和5年(2023年)1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー荒尾店
荒尾市宮内字下井手道1092番17
- 2 荒尾市から聴取した意見の概要

24時間営業に伴う深夜の駐車場利用等について、現在、宅地がある北西及び南側、今後計画されている分譲宅地等、周辺住民から苦情が出ないように十分注意をお願いしたい。
また、早朝及び深夜帯の荷さばき作業について、荷さばき施設北西及び南側に住居があるため、環境基準を遵守するとともに、周辺住民が感覚的にも不快と感ずることがないように十分配慮し、騒音・振動の発生防止に努めていただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和5年(2023年)1月6日から令和5年(2023年)2月6日まで

登載依頼

流水型ダムに係る環境影響評価審査会公告第2号

流水型ダムに係る環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。
令和5年(2023年)1月6日

流水型ダムに係る環境影響評価審査会

- 1 開催日時

令和5年(2023年)1月16日(月)午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催形式

会場：ホテル熊本テルサ たい樹(熊本市中央区水前寺公園28-51)
オンライン形式：Cisco Webexを利用する。
- 3 審議内容

「川辺川の流水型ダムに係る環境影響評価方法レポート」について
- 4 傍聴者の定員

会場：10人
オンライン形式：200人
- 5 会場における傍聴手続
 - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。

- (2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 オンライン会議形式の傍聴手続
- (1) オンラインでの傍聴希望者は、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」により、令和5年(2023年)1月12日(木)正午までに申し込みを行うこと。
 - (2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
流水型ダムに係る環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268